令和４年８月吉日

ブルーリボンバッジ着用に関する共同声明の協力要請について

北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会

会長　西岡　力

　かねてより拉致問題解決のため、陣頭に立ってご尽力をいただき心より御礼申し上げます。私たち家族会・救う会は、ブルーリボン普及を運動方針の重点項目として、毎年の１２月の北朝鮮人権週間に、閣僚、国会議員、地方自治体首長、地方議員の全員、また多くの国民がブルーリボンを着けて救出への意思を示すことを国民運動として呼びかけてきました。

令和３年においては、全ての閣僚がバッジを着用して閣議に臨み、拉致担当大臣を兼ねる官房長官からその写真が家族会・救う会に公開されました。家族会・救う会の依頼を受けて、全国都道府県知事会・市長会・町長会、併せて都道府県議長会、市議会議長会、町村議長会の地方公共６団体からバッジ着用に関する文書が発出されました。心ある議員の議会活動もあって、執務中の職員においてもブルーリボンバッジを着用する自治体が少なからず存在するようになり、東京都知事、大阪府知事、沖縄県知事をはじめ多数の首長、警視総監、大阪府警本部長をはじめとする全国の警察幹部までもがブルーリボンバッジを着用して議場に入場しています。

ブルーリボンバッジは拉致被害者救済活動の象徴的な存在です。拉致問題を風化させないためにも、広報啓発活動は極めて重要です。しかしながら、ある裁判所において敷地内にてブルーリボンバッジを着用させないと命じられる暴挙がありました。驚くとともに深い悲しみを覚えております。

議員各位におかれましては、これまでブルーリボンを着けて救出の意思を示して下さっておりますが、ブルーリボンバッジを着用するというより一層強い意思を示すため、共同声明として内外に示して頂きたくご協力を要請いたします。